

北上市下水道事業経営戦略（改定版）



団 体 名 :	北上市
事 業 名 :	特定公共下水道事業
策 定 日 :	平成 30 年 3 月
改 定 日 :	令和 4 年 3 月
計 画 期 間 :	平成 30 年度 ~ 令和 13 年度



1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和59年度 (37年経過)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	地方公営企業法全部適用						
処理区域内人口密度	1.3人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無						
処 理 区 数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>区数</th> <th>名 称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>処理区</td> <td>1</td> <td>北上工業団地処理区</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	区数	名 称	処理区	1	北上工業団地処理区
区 分	区数	名 称							
処理区	1	北上工業団地処理区							
処 理 場 数	1 (北上工業団地終末処理場)								
広域化・共同化・最適化 実施状況 *1	<table border="1"> <tr> <td>広域化</td> <td>流域下水道へは接続せずに、単独処理区で運営しています。</td> </tr> <tr> <td>共同化</td> <td>使用料の徴収事務を岩手中部水道企業団（給水対象：花巻市、北上市、紫波町）へ事務委託しています。上下水道料金との一体請求を行うことで、事務の効率化、経費の節減に努めています。</td> </tr> <tr> <td>最適化</td> <td>使用者が特定される下水道であるため、公共下水道との統合は行わず、特定公共下水道を存続しています。</td> </tr> </table>			広域化	流域下水道へは接続せずに、単独処理区で運営しています。	共同化	使用料の徴収事務を岩手中部水道企業団（給水対象：花巻市、北上市、紫波町）へ事務委託しています。上下水道料金との一体請求を行うことで、事務の効率化、経費の節減に努めています。	最適化	使用者が特定される下水道であるため、公共下水道との統合は行わず、特定公共下水道を存続しています。
広域化	流域下水道へは接続せずに、単独処理区で運営しています。								
共同化	使用料の徴収事務を岩手中部水道企業団（給水対象：花巻市、北上市、紫波町）へ事務委託しています。上下水道料金との一体請求を行うことで、事務の効率化、経費の節減に努めています。								
最適化	使用者が特定される下水道であるため、公共下水道との統合は行わず、特定公共下水道を存続しています。								

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設（定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む）、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備（総務副大臣通知）、事務の一部を共同して管理・執行する場合（料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等）を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること（処理区の統廃合を含む。）、③施設の統廃合（処理区の統廃合を伴わない。）を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	使用料体系は、従量制、定額制、水道料金比例制、水質使用料制などに大別され、従量制には使用水量の増加に従って単価を高くする累進制をとる体系があります。 本市の一般用使用料体系は、従量制（10㎡まで基本使用水量）による累進使用料です。 なお、令和元年10月1日より消費税増税分(2%)を転嫁し、改定を行っています。																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th colspan="2">使用料(税込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本使用料</td> <td>10㎡まで</td> <td colspan="2">1,742.4</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">超過使用料（1㎡当たり加算額）</td> <td>10㎡を超え20㎡まで</td> <td colspan="2">167.2</td> </tr> <tr> <td>20㎡を超え30㎡まで</td> <td colspan="2">173.8</td> </tr> <tr> <td>30㎡を超え50㎡まで</td> <td colspan="2">204.6</td> </tr> <tr> <td>50㎡を超えるもの</td> <td colspan="2">246.4</td> </tr> </tbody> </table>				区分	単位	使用料(税込)		基本使用料	10㎡まで	1,742.4		超過使用料（1㎡当たり加算額）	10㎡を超え20㎡まで	167.2		20㎡を超え30㎡まで	173.8		30㎡を超え50㎡まで	204.6		50㎡を超えるもの	246.4	
区分	単位	使用料(税込)																							
基本使用料	10㎡まで	1,742.4																							
超過使用料（1㎡当たり加算額）	10㎡を超え20㎡まで	167.2																							
	20㎡を超え30㎡まで	173.8																							
	30㎡を超え50㎡まで	204.6																							
	50㎡を超えるもの	246.4																							
業務用使用料体系の概要・考え方	使用料体系は、従量制、定額制、水道料金比例制、水質使用料制などに大別され、従量制には使用水量の増加に従って単価を高くする累進制をとる体系があります。 本市の業務用使用料体系は、従量制（100㎡まで基本使用水量）による累進使用料と水質使用料との併用です。 なお、令和元年10月1日より消費税増税分(2%)を転嫁し、改定を行っています。																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">単位</th> <th>使用料(税込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本使用料</td> <td colspan="2">100㎡まで</td> <td>8,052.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">超過使用料（1㎡当たり加算額）</td> <td rowspan="4">水質割</td> <td colspan="2">水量割</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td colspan="2">生物化学的酸素要求量が1リットルにつき100ミリグラムを超えるものについて100ミリグラムを超える50ミリグラムごと</td> <td>7.7</td> </tr> <tr> <td colspan="2">浮遊物質1ミリリットルにつき100ミリグラムを超えるものについて100ミリグラムを超える50ミリグラムごと</td> <td>7.7</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				区分	単位		使用料(税込)	基本使用料	100㎡まで		8,052.0	超過使用料（1㎡当たり加算額）	水質割	水量割		33	生物化学的酸素要求量が1リットルにつき100ミリグラムを超えるものについて100ミリグラムを超える50ミリグラムごと		7.7	浮遊物質1ミリリットルにつき100ミリグラムを超えるものについて100ミリグラムを超える50ミリグラムごと		7.7		
区分	単位		使用料(税込)																						
基本使用料	100㎡まで		8,052.0																						
超過使用料（1㎡当たり加算額）	水質割	水量割		33																					
		生物化学的酸素要求量が1リットルにつき100ミリグラムを超えるものについて100ミリグラムを超える50ミリグラムごと		7.7																					
		浮遊物質1ミリリットルにつき100ミリグラムを超えるものについて100ミリグラムを超える50ミリグラムごと		7.7																					
その他の使用料体系の概要・考え方	該当ありません。																								
条例上の使用料*2 （20㎡あたり） ※過去3年度分を記載	平成30年度	3,352 円	実質的な使用料*3 （20㎡あたり） ※過去3年度分を記載	平成30年度	647 円																				
	令和元年度（改定後）	3,414 円		令和元年度	649 円																				
	令和2年度	3,414 円		令和2年度	649 円																				

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。

③ 組織

職員数	12名 ※令和3年4月1日現在 損益勘定職員 10名 [うち 公共下水道事業支弁 6名 特定公共下水道事業支弁 2名 農業集落排水事業支弁 2名] 資本勘定職員 2名 [うち 公共下水道事業支弁 2名 特定公共下水道事業支弁 0名 農業集落排水事業支弁 0名]	
事業運営組織	都市整備部下水道課（公営企業）※令和2年度、農業集落排水事業の地方公営企業法適用を機に、集落排水係を廃止 	

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理場及びマンホールポンプ場の運転維持管理業務、電気工作物保安管理業務、水質検査業務等を民間業者に委託しています。
	イ 指定管理者制度	指定管理者制度は導入していません。
	ウ PPP・PFI	民間資金等を活用した事業はありません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	現状では収入増につながるエネルギー利用に係る取組はありません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	現状では施設等利用に係る取組はありません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す（単純な売却は除く）。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

令和2年度決算に係る経営比較分析表（「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」（公営企業三課室長通知）」による経営比較分析表）を添付します。（別紙2）

主な指標について説明します。

<p>①経常収支比率(%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R01</th> <th>R02</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当該値</td> <td>117.66</td> <td>125.81</td> <td>130.16</td> <td>118.09</td> <td>109.56</td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>119.65</td> <td>118.09</td> <td>118.49</td> <td>117.78</td> <td>103.11</td> </tr> </tbody> </table>		H28	H29	H30	R01	R02	当該値	117.66	125.81	130.16	118.09	109.56	平均値	119.65	118.09	118.49	117.78	103.11	<p>指標の説明</p> <p>使用料収入や一般会計からの繰入金等の収入で、維持管理費や支払利息等の費用が賄えているかを表す指標です。</p> <p>基準</p> <p>100%以上</p> <p>現状分析</p> <p>指標は昨年度に続き100%を超えています。使用料収入は増加傾向ですが、当市の特設公共下水道事業は政策的に低廉な使用料設定としていることから繰入金への依存度は高いと言えます。</p>	<p>④企業債残高対事業規模比率(%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R01</th> <th>R02</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当該値</td> <td>294.35</td> <td>218.75</td> <td>250.74</td> <td>389.97</td> <td>726.73</td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>74.61</td> <td>65.64</td> <td>119.35</td> <td>114.02</td> <td>185.86</td> </tr> </tbody> </table>		H28	H29	H30	R01	R02	当該値	294.35	218.75	250.74	389.97	726.73	平均値	74.61	65.64	119.35	114.02	185.86	<p>指標の説明</p> <p>使用料収入に対する企業債残高の割合で、企業債残高の規模を表す指標です。</p> <p>基準</p> <p>低い方が望ましい</p> <p>現状分析</p> <p>現在大規模な設備投資を行っていることから指標は増加しています。企業債残高は今後も増加する見込みであることから、注視していく必要があります。</p>
	H28	H29	H30	R01	R02																																		
当該値	117.66	125.81	130.16	118.09	109.56																																		
平均値	119.65	118.09	118.49	117.78	103.11																																		
	H28	H29	H30	R01	R02																																		
当該値	294.35	218.75	250.74	389.97	726.73																																		
平均値	74.61	65.64	119.35	114.02	185.86																																		
<p>⑤経費回収率(%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R01</th> <th>R02</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当該値</td> <td>71.96</td> <td>82.79</td> <td>56.97</td> <td>59.42</td> <td>66.49</td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>115.85</td> <td>113.09</td> <td>117.70</td> <td>117.91</td> <td>92.20</td> </tr> </tbody> </table>		H28	H29	H30	R01	R02	当該値	71.96	82.79	56.97	59.42	66.49	平均値	115.85	113.09	117.70	117.91	92.20	<p>指標の説明</p> <p>使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標です。</p> <p>基準</p> <p>100%以上</p> <p>現状分析</p> <p>使用料収入では回収すべき経費である污水处理費を賄えなえておらず、引き続き経営改善に取り組む必要があります。</p>	<p>⑥汚水処理原価(円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R01</th> <th>R02</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当該値</td> <td>45.20</td> <td>39.92</td> <td>56.78</td> <td>54.58</td> <td>48.83</td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>76.56</td> <td>78.68</td> <td>57.92</td> <td>56.80</td> <td>75.41</td> </tr> </tbody> </table>		H28	H29	H30	R01	R02	当該値	45.20	39.92	56.78	54.58	48.83	平均値	76.56	78.68	57.92	56.80	75.41	<p>指標の説明</p> <p>有収水量1mあたりの污水处理に要した費用で、污水資本費・污水維持管理費の両方を含めた污水处理に係るコストを表した指標です。</p> <p>基準</p> <p>低い方が望ましい</p> <p>現状分析</p> <p>污水处理原価は若干減少しましたが、類似団体平均よりも低い水準となっています。</p>
	H28	H29	H30	R01	R02																																		
当該値	71.96	82.79	56.97	59.42	66.49																																		
平均値	115.85	113.09	117.70	117.91	92.20																																		
	H28	H29	H30	R01	R02																																		
当該値	45.20	39.92	56.78	54.58	48.83																																		
平均値	76.56	78.68	57.92	56.80	75.41																																		
<p>⑦水洗化率(%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R01</th> <th>R02</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当該値</td> <td>100.00</td> <td>100.00</td> <td>100.00</td> <td>100.00</td> <td>100.00</td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>5.77</td> <td>5.79</td> <td>0.53</td> <td>0.54</td> <td>0.52</td> </tr> </tbody> </table>		H28	H29	H30	R01	R02	当該値	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	平均値	5.77	5.79	0.53	0.54	0.52	<p>指標の説明</p> <p>現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して污水处理している人口の割合を表した指標です。</p> <p>基準</p> <p>100%が望ましい</p> <p>現状分析</p> <p>整備が完了し、受益者の接続も完了しています。</p>	<p>グラフ凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 北上市（当該値） - 類似団体平均値（平均値） [] 令和2年度全国平均 																			
	H28	H29	H30	R01	R02																																		
当該値	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00																																		
平均値	5.77	5.79	0.53	0.54	0.52																																		

2. 経営の基本方針

「生活排水処理対策の再構築」(別紙1)において、「水洗化の促進」、「事業の健全化」という生活排水処理の課題解決のための基本方針を決定しました。

1 施設整備方針

(1) 終末処理場の増設

立地企業の排水量の増加に対応するため、終末処理場の増設事業を推進します。

(2) 施設の長寿命化対策

対症療法的な事後保全型管理から予防保全型管理へ転換し、施設の長寿命化と維持・修繕・改築に係る費用の縮減・平準化を図ります。

事後保全：施設に不具合が発生した場合に修繕等を行う管理法

予防保全：計画的に施設の点検・修繕等を行い、不具合を未然に防止する管理法

～計画期間の取り組み～

- ・処理場の増設事業は、令和6年度を目途に供用開始することとし、関係機関と調整を図りながら計画的に進めていきます。
- ・処理場及び管路施設について、ストックマネジメント計画に基づく適正な維持管理、改築・修繕を行います。

2 財政方針

当市では、立地を検討している企業のインセンティブとなるよう、特定公共下水道事業においては政策的に低廉な使用料体系としています。

近年、誘致企業の排水量の増加に対応するため、終末処理場の増設を行うなど多額の設備投資を行っておりますが、前述の理由から早急な使用料改定は難しいことから、企業の立地に伴う固定資産税収入の増などの市全体へ波及する効果を総合的に勘案し、一般会計からの繰入金を活用して財政運営を行っていく方針です。

～計画期間の取り組み～

- ・徹底的な維持管理費用の削減などを行い、一般会計からの繰入金を最小限に抑えます。
- ・定期的に使用料単価と汚水処理原価、経費回収率、使用料体系を検証し、使用料の改定を検討します。

目標指標

指標名	H26 (実績)	R2 (実績)	R13 (目標)	説明
経常収支比率	96.99	109.56	100.00	水洗化率及び使用料収入の維持と維持管理費等の経費節減に努め、赤字または過大な黒字とならないよう収支均衡を目指します。
企業債残高対事業規模比率	280.74	726.73	1473.46	終末処理場増設などの大規模投資が見込まれ、指標は大幅に増加する見通しです。
経費回収率	73.47	66.49	56.22	水洗化率及び使用料収入の維持と維持管理費等の経費節減に努めます。
汚水処理原価	44.45	48.83	50.39	維持管理費、減価償却費、支払利息の削減に努めます。
水洗化率	100.00	100.00	100.00	特定公共下水道への接続維持に向けて普及促進、啓蒙活動に取り組みます。

3 人材養成方針

処理場等の資産の維持管理、事業経営に必要な専門技術・知識を有する専門的人材を養成します。

～計画期間の取り組み～

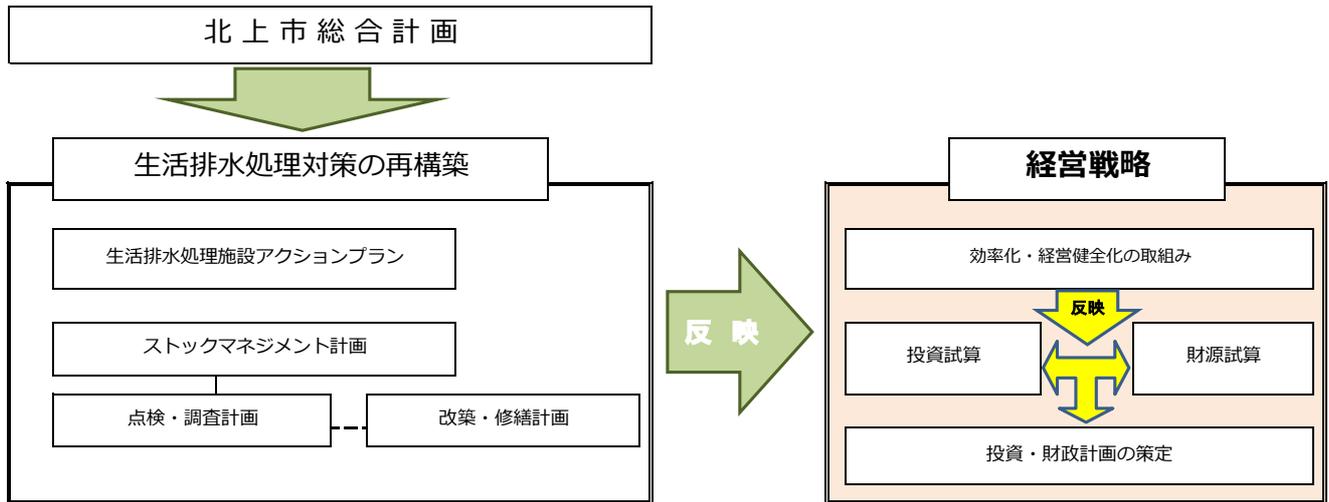
- ・積極的に外部職員研修へ派遣します。また、研修成果を内部に還元する職員研修（報告会）を実施します。
- ・技術、経営双方を担える人材を養成するため、内部職員研修を行い、専門技術・知識の継承に努めます。
- ・老朽管更新等を行っている先進団体へ職員を派遣し、現地での実務研修を検討します。

外部職員研修

日本下水道協会	事務・技術職員養成講習会、技術者講習会、事務・技術セミナー
日本下水道事業団	事業団研修（戸田）、地方研修（仙台）
日本経営協会	予算・決算、会計・経理事務
全国建設研修センター	施工管理等

※経営戦略と他の計画との関係

H27	生活排水処理対策の再構築	「水洗化の促進」、「事業の健全化」という生活排水処理の課題解決のための基本方針を決定しました。
H28	生活排水処理施設アクションプラン	今後10年間で生活排水処理施設整備を概ね完了（概成）することを目指した整備方針と目標値を策定しました。
H28	ストックマネジメント計画	施設管理の目標を設定し、リスク検討に基づく優先順位付けを行い、長期・短期の点検・調査計画及び改築・修繕計画を策定しました。 ※長寿命化計画の策定は、一連のマネジメントのうち、短期の改築計画を策定することに相当します。
※	下水道事業経営戦略	計画期間10年とする投資額と財源を試算し、収支が均衡する投資・財政計画を策定します。



3. 投資・財政計画（収支計画）

（1） 投資・財政計画（収支計画）

別紙のとおり（別紙3：収益的収支 別紙4：資本的収支）

（2） 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

- ・管渠、処理場等の建設・更新に関する事項
 公共枡設置事業：処理区域内の一般住宅新設の際に公共枡を設置するものです。毎年2,200千円を計上しました。
 終末処理場増設事業：今後、誘致企業の進出等により処理水量の増加が見込まれることから、終末処理場の増設費用として
 土木建築、機械・電気設備、場内管渠布設など計6,284,500千円を計上しました。
- ・防災・安全対策に関する事項
 処理場長寿命化事業：平成25年度に処理場設備の点検調査を行い、早急に更新が必要であると判断された電気設備やエアレーション装置の更新は、
 令和2年度で完了しました。令和4年度に再度点検調査を行い、ストックマネジメント計画を更新した上で所要の
 長寿命化更新工事を行うこととし、令和6年度から5年間、事業費として各年120,000千円を計上しました。
 管渠等長寿命化事業：ストックマネジメント計画に基づき、管渠、マンホール蓋、マンホールポンプの更新に係る事業費を計上しました。

(単位:千円)

別紙4 資本的支出	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
建設改良費に計上した事業費	1,422,200	4,107,200	917,800	147,740	145,400	143,800	142,200	20,600	20,040	17,500
管渠、処理場等の建設・更新に関する事項	1,412,200	4,107,200	771,700	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
公共枡設置事業	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
終末処理場増設事業	1,410,000	4,105,000	769,500	0	0	0	0	0	0	0
防災・安全対策に関する事項	10,000	0	146,100	145,540	143,200	141,600	140,000	18,400	17,840	15,300
終末処理場長寿命化事業	10,000	0	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	0	0	0
管渠等長寿命化事業	0	0	26,100	25,540	23,200	21,600	20,000	18,400	17,840	15,300

② 収支計画のうち財源についての説明

- ・使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項
 使用料体系は、現行使用料体系により試算しました。
 令和2年度末時点で普及率及び水洗化率は100%であることから、今後も100%と仮定しました。
 令和元年度に大規模な誘致企業が立地し排水量が増加していることなどから、令和9年度まで使用料収入は増加し、令和10年度以降は横ばい
 になるものと見込み、算定しました。
- ・企業債に関する事項
 企業債に関する事項
 下水道事業債（建設改良）：建設改良費に計上した事業費を基に計上しました。

(単位:千円)

別紙4 資本的収入	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
企業債に計上した借入予定額	946,600	2,736,500	611,200	97,900	96,200	95,000	93,900	12,700	12,300	10,400
建設改良事業	946,600	2,736,500	611,200	97,900	96,200	95,000	93,900	12,700	12,300	10,400

- ・繰入金に関する事項
 総務省が毎年通知する「地方公営企業繰入金について」に基づき、繰入金額を計上しました。
 使用料等収入をもって充てることができない経費分を一般会計繰入金として計上しました。
- ・その他
 処理場長寿命化事業及び施設更新事業については、国土交通省所管「社会資本総合整備交付金事業」による国庫補助金収入として委託料は
 事業費の1/2、工事費は事業費の1/3を計上しました。
 管路長寿命化事業については、「社会資本総合整備交付金事業」による国庫補助金収入として委託料は事業費の1/2、工事費は事業費の
 1/3を計上しました。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・職員給与費に関する事項

令和3年度在籍職員の職員給与費を前提とし、算出しました。

・動力費に関する事項

令和3年度決算見込額と同額として算出しましたが、終末処理場が増設され供用開始となる令和6年度からは増額するものと見込んでいます。

・修繕費に関する事項

令和3年度決算見込額と同額として算出しましたが、終末処理場が増設され供用開始となる令和6年度からは増額するものと見込んでいます。

・委託費に関する事項

令和3年度決算見込額と同額として算出しましたが、終末処理場が増設され供用開始となる令和6年度からは増額するものと見込んでいます。
また、ストックマネジメント計画に計上されている管渠カメラ調査にかかる費用を計上しました。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	使用者が特定される下水道であるため、他事業との統合は困難ですが、流域下水道への接続については、今後の企業動向も含めて検討します。
投資の平準化に関する事項	今後想定される処理場及び管路施設（マンホールポンプ場を含む）の大量更新期の到来に向け、施設の長寿命化に取り組むとともに、長期的な投資計画を策定し、投資の平準化に取り組みます。
民間活力の活用に関する事項 （PPP/PFIなど）	現状では民間資金を活用した事業の予定はありませんが、処理場の更新等において情報収集を行うとともに他団体の先進事例を参考にしながら検討します。
その他の取組	ストックマネジメント計画に基づく、改築計画を策定し、適正な改築を行います。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	使用量が企業活動等に影響されるため予測が困難ですが、使用実態等を把握し、施設の改修等長期的な投資計画を策定し、適正な使用料体系を検討します。
資産活用による収入増加の取組について	現状では資産活用に係る取組はありませんが、情報収集を行うとともに他団体の先進事例を参考にしながら活用策を検討します。
その他の取組	今後想定される管路施設の大量更新期の到来に向け、更新財源を確保しながら、内部留保資金の運用について検討します。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 （包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど）	処理場及び管路施設の維持管理業務など、民間委託、指定管理者制度等が可能と思われる業務範囲と費用対効果を検討していきます。
職員給与費に関する事項	職員の給与水準は地方公務員法の給与の決定原則に基づき、人事院勧告等国及び県の動向を踏まえ、市長部局と連携し、給与の適正化に努めます。
動力費に関する事項	処理場及びマンホールポンプ等の機械設備の適切な管理・運用を図り、電気料金の縮減に努めます。
薬品費に関する事項	処理場の汚水処理の適切な管理・運用を図り、薬品費の縮減に努めます。
修繕費に関する事項	ストックマネジメント計画に基づく、修繕計画を策定し、適正な維持管理を行います。
委託費に関する事項	ストックマネジメント計画に基づく、下水道施設の点検・調査計画を策定し、適正な維持管理を行います。また、さらなる費用の削減を目指し、包括的民間委託について令和6年度からの実施を目標に検討・調整を進めます。
その他の取組	下水道事業に特化した専門的人材の中長期的な配置に向け、市長部局人事担当課と課題の共有、手法の検討を行います。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	5年を目途に経営戦略の改定・見直しを行い、下水道事業の健全な経営に活用していきます。
---------------------	--

生活排水処理対策の再構築

1 再構築の必要性

(1) 水洗化の促進

ア 生活排水処理施設の役割

- 豊かな暮らし（都市の健全な発達、良好な住環境の形成。）
- 公衆衛生の向上（感染症などの予防に貢献しています。）
- 公共用水域の水質保全（家庭からの雑排水などによって汚れ、魚が死んで浮いてた川が、綺麗になってきています。）

イ 水洗化の必要性

- 生活排水処理事業を持続していくことで、私たちの暮らしや生命が守られます。

ウ 普及状況

- 13%（約12,200人）の市民は水洗化できていませんが、人口減少社会への突入を踏まえると、公共下水道の普及拡大を続けることが難しくなってきました。
- 国は、今後10年程度で下水道の普及拡大に対する補助を縮少

し、維持管理費を拡大する方針です。

エ 再構築

- 水洗化率100%をめざし、地域の実情にあった整備手法の選

択、見直しが必要です。

(2) 事業の健全化

ア 事業の基本

- 公営企業の経済性を発揮するなど、公共の福祉を増進するよう運営されなければなりません。

イ 厳しい経営状況

- 公害問題の解決策として、また、経済政策として、国は生活排水処理施設の普及促進をうたい、市民のニーズが非常に高かったこともあり、生活排水処理事業を推進してきましたが、投資効率に見合わない地区まで広く事業を進めたことに加え、人口減少社会を迎え、厳しい運営となっています。

ウ 施設の老朽化

- 持続的に生活排水処理事業を行っていくため、老朽施設の更新や維持管理の費用が必要となってきます。

エ 再構築

2 各施設の課題

(1) 公共下水道

- 人口減少が進む状況では、区域の拡大を行うことはできません。
- 経営改善のため、今後必要となる経費の平準化が必要です。

(2) 特定公共下水道

- 使用料金を安価にしたことで、企業誘致が進み、現在の北上市の発展に大きく貢献しましたが、経営は健全とはいえず、料金や、運営方針を検討する必要があります。
- 施設は老朽化しており、更新計画の策定が必要です。

(3) 農業集落排水（12地区）

- 供用開始後20年以上経過した地区もあり、施設の機能を保全するための対策が必要です。

(4) コミュニティプラント（2地区）

- 北上流通基地衛生処理センターは、施設の老朽化が著しく、早急に対策をとる必要があります。

(5) 合併処理浄化槽

- 設置希望者は増加傾向にありますが、国費の減額配当により、要望に応えられていません。

3 基本方針

(1) 北上市生活排水処理施設整備計画アクションプランの策定

ア 国が示す手法（集合・個別処理の区域分け）

- 3省（国交省、農水省、環境省）統一の「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」は、生活排水処理施設未普及地域の早期整備に向け、経済比較を基本としつつ、今後の投資額が最も少ない区域分けの手法を示しています。

イ 事業経営が成り立つ区域

- 経営評価委員会からは、経営が成り立つ区域の目安は、人口集中地区（DID）の定義に類似しており、一般に人口密度が40人/ha以上で五千人が連続して居住していることと報告されています。北上市のDID区域は717ha（平成22年国勢調査）です。

ウ 整備状況

- 公共下水道は、DID区域を越えて事業を行っており、既に経営が成り立つ区域を越えています（事業認可面積2,453ha）。
- 特公、農集排、コミプラは、整備が終了しています。

エ 処理方法別の方向

(ア) 公共下水道

- 公共下水道全体計画区域は、事業認可区域までエリアを縮小し、合併処理浄化槽の区域とします。

(イ) 公共以外の集合処理施設（特公、コミプラ、農集排）

- 公共下水道への接続検討を行います。

(ウ) その他の施設（合併処理浄化槽）

- 公共下水道の全体計画区域縮小により、合併処理浄化槽の区域が拡大します。
- 合併処理浄化槽の普及速度を加速させるため、設置補助の継続の他、PFIを導入した整備手法も含めて検証します。

PFI：Private Finance Initiative

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法です。

(2) 長寿命化計画の策定

ア 予防保全型の更新

- 現在の「壊れたら直す」という対症療法的修繕を行っているのは、道路陥没や不明水の侵入などのリスクが大きくなるため、計画的なカメラ調査等により、機能停止前に潜在的な不具合を発見し効率的に修繕等を行う、予防保全型の改築更新に切り替えます。

イ 費用の平準化

- 計画的な施設更新計画により、費用の平準化を行うことで、特定年度に膨大な費用が必要となる事態を回避します。

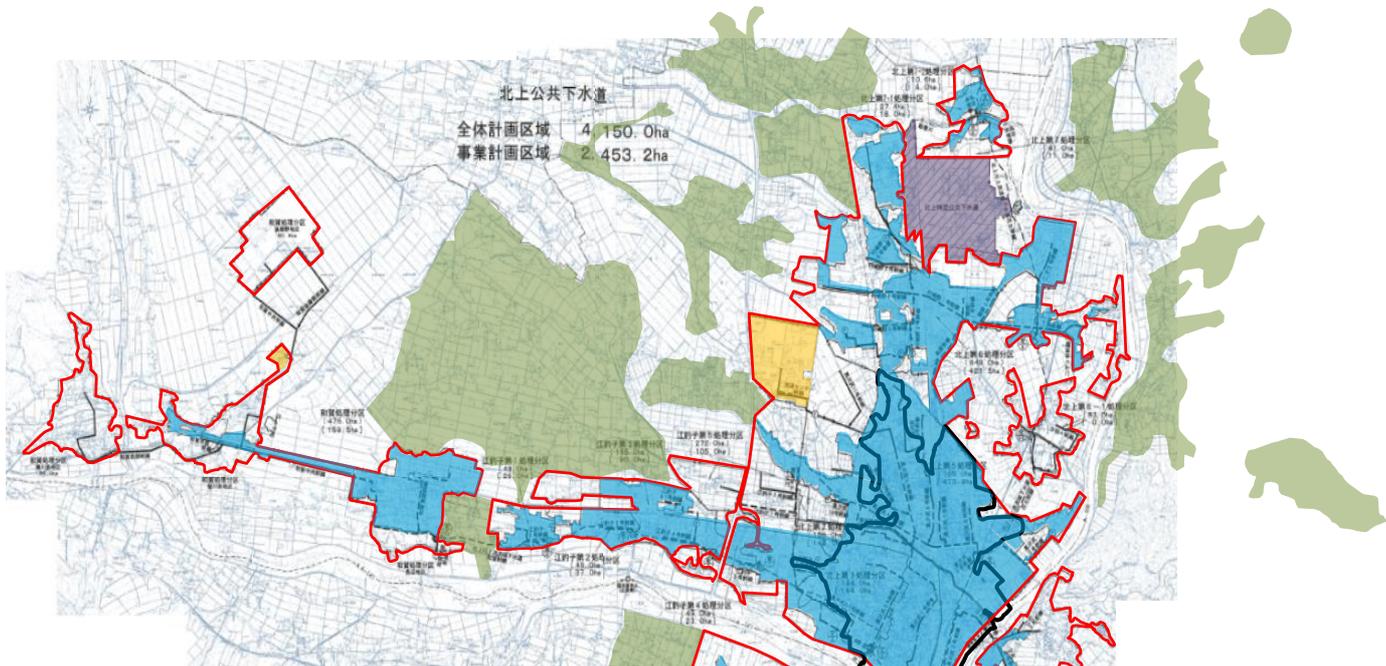
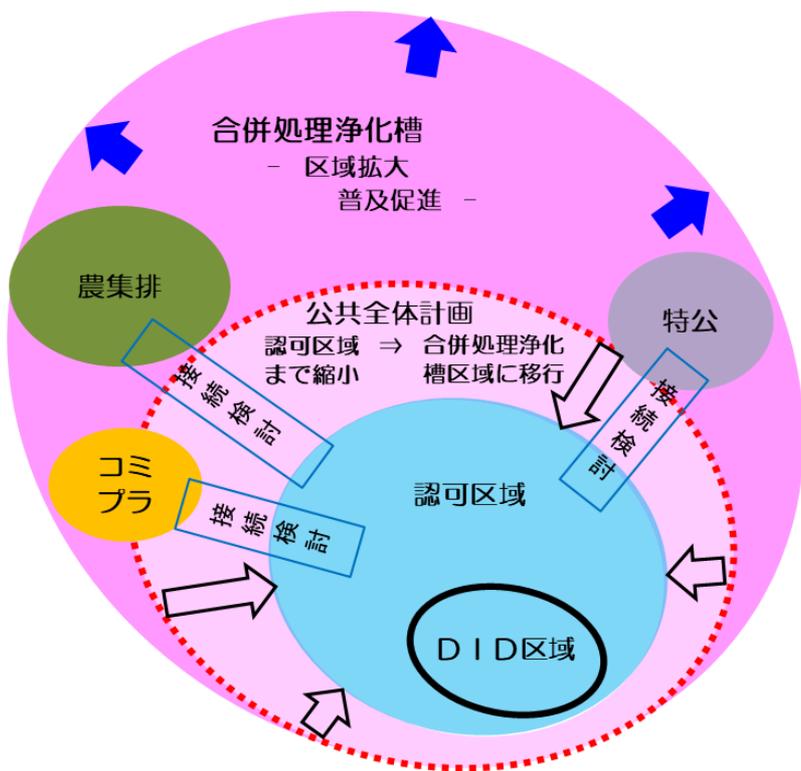
4 今後のスケジュール

(1) アクションプラン

- H27年度
- 特公—運営方針検討
 - 公共—全体計画見直し調査（面積縮小）
 - コミ—流通処理場調査（公共接続検討）
- H28年度
- 全体—アクションプラン策定検討委員会設置
 - 地域説明会
 - パブリックコメント
 - 公共下水道全体計画変更（計画面積、人口、排水量の見直し）
 - アクションプラン策定

(2) 長寿命化計画

- H27年度
- 公共—管路カメラ調査
 - 集排—機能診断（旭岡崎、蔵屋敷の老朽度診断）
- H28年度
- 公共—長寿命化計画策定（5年間の管路更新計画）
 - 特公—電気・機械設備改修実施設計
 - 集排—機能診断
- H29年度
- 公共—長寿命化事業開始（管路実施設計）
 - 特公—電気・機械設備改修工事
 - 集排—機能診断
 - 最適整備構想策定



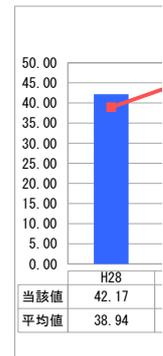
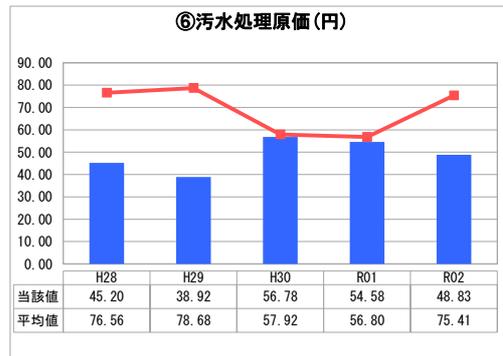
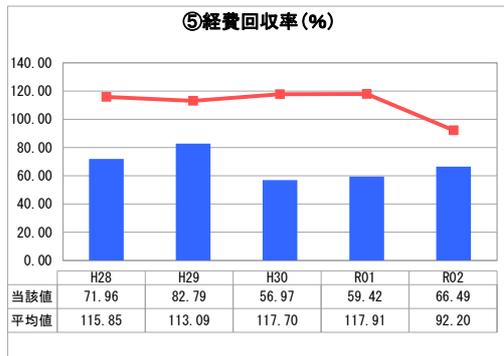
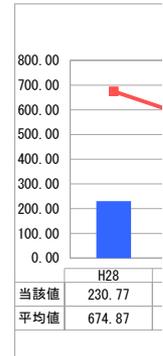
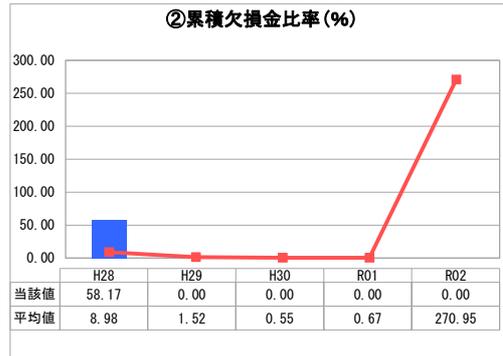
凡例	
	公共下水道（事業認可区域）
	公共下水道（全体計画区域）
	北上特定公共下水道
	農業集落排水
	コミュニティープラント
	D I D区域

経営比較分析

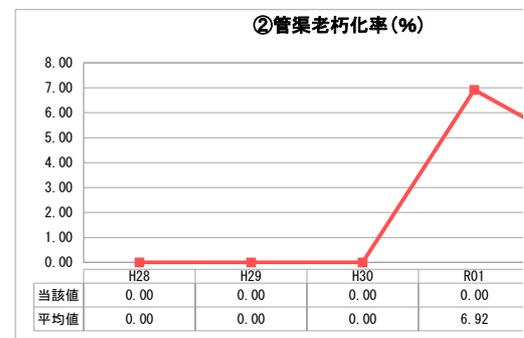
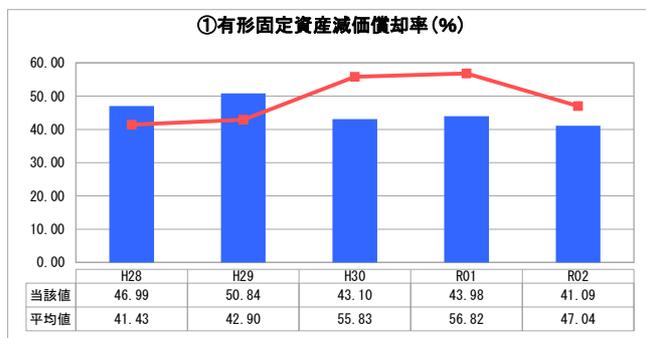
岩手県 北上市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	特定公共下水道	-	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	57.64	0.23	93.28	3,414

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業

表（令和2年度決算）

人口（人）	面積（km ² ）	人口密度（人/km ² ）
92,370	437.55	211.11
処理区域内人口（人）	処理区域面積（km ² ）	処理区域内人口密度（人/km ² ）
208	1.63	127.61

グラフ凡例

- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 令和2年度全国平均

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①指標は昨年度に続き100%を超えています。使用料収入は増加傾向ですが、当市の特定公共下水道事業は政策的に低廉な使用料設定としていることから繰入金への依存度は高いと言えます。

②29年度で累積欠損金は解消しましたが、引き続き経営改善に取り組んでいきます。

③指標は横ばいですが、今後企業債償還額の増加が見込まれることから、注視していく必要があります。

④現在大規模な設備投資を行っていることから指標は増加しています。企業債残高は今後も増加する見込みであることから、注視していく必要があります。

⑤使用料収入では回収すべき経費である汚水処理費を賄えなえておらず、引き続き経営改善に取り組む必要があります。

⑥汚水処理原価は若干減少しましたが、類似団体平均よりも低い水準となっています。

⑦横ばい傾向ですが、立地企業により利用率の上昇が見込まれることから、今後注視していく必要があります。

⑧整備が完了し、受益者の接続も完了しています。

2. 老朽化の状況について

①長寿命化事業により指標は減少しており、今後も計画的に施設・設備の更新等を行っていきます。

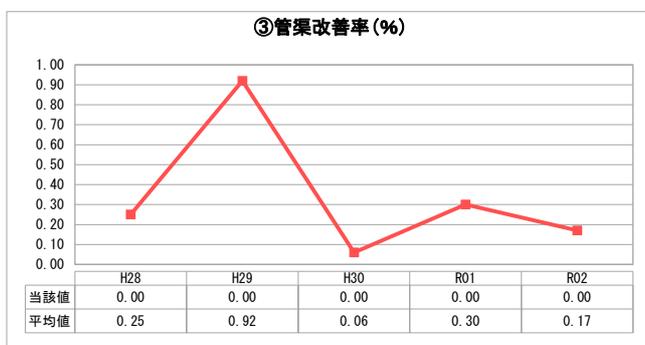
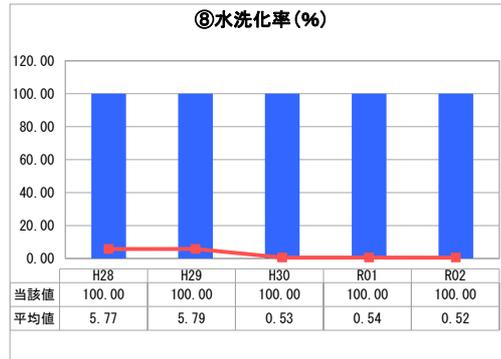
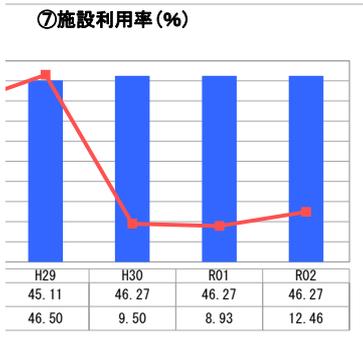
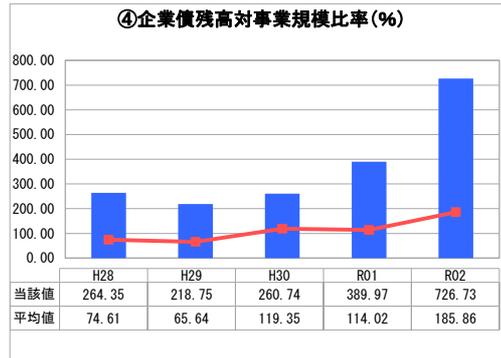
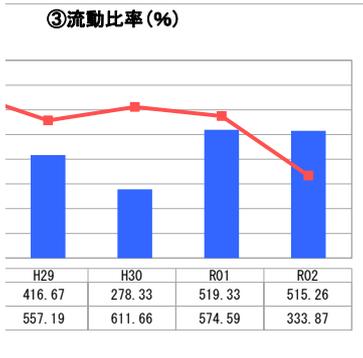
②法定耐用年数を超えた管渠はありませんが、今後は管渠の経過年数等を把握し、長寿命化事業等を計画的に行っていきます。

③法定耐用年数を超えた管渠がないことから、更新等は行っていないですが、今後は管渠の経過年数等を考慮し、計画的に更新を行っていく必要があります。

全体総括

新たな企業の立地により使用料収入の増加が見込まれるものの、大規模な設備投資を行っており、一般会計の補助金への依存度が高い状況が続きます。一定の長寿命化工事は行っているものの、施設の老朽化は依然進んでおり、今後も適切な維持管理と計画的な設備更新が必要です。

現在行っている大規模な設備投資とそれに伴う維持管理費用の増嵩などを適切に見込み、長期的な財政・投資計画の進捗管理を行いながら、強固な財政基盤の構築に取り組んでいく必要があります。



では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

(法適用企業・収益的収支)

特定公共下水道事業 投資・財政計画(収益的収支)

区 分		年 度				
		29年度 (決算)	30年度 (決算)	1年度 (決算)	2年度 (決算)	3年度 (決算見込)
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)	130,031	129,660	131,798	135,283	157,427
	(1) 使用料収入	130,031	129,660	131,798	135,283	157,425
	(2) 受託工事収益 (B)					1
	(3) その他 うちその他(雨水)					1
	2. 営業外収益	92,378	192,403	154,882	126,227	55,755
	(1) 補助金	78,144	176,953	133,405	97,943	30,000
	他会計補助金	78,144	176,953	133,405	97,943	30,000
	その他補助金					
	(2) 長期前受金戻入	14,228	15,442	21,471	28,254	25,749
	(3) その他	6	8	6	30	6
収入計 (C)	222,409	322,063	286,680	261,510	213,182	
収 益 的 支 出	1. 営業費用	171,468	235,363	231,421	230,430	207,947
	(1) 職員給与	4,625	4,785	18,378	10,179	13,333
	基本給	2,628	2,724	9,701	5,679	6,947
	退職給付					
	その他	1,997	2,061	8,677	4,500	6,386
	(2) 経費	101,249	160,315	133,877	119,892	122,862
	動力費	13,505	16,788	18,375	17,530	20,000
	修繕費	2,932	4,068	15,907	4,635	3,037
	材料費		97			186
	その他	84,812	139,362	99,595	97,727	99,639
(3) 減価償却費	65,594	70,263	79,166	100,359	71,752	
2. 営業外費用	5,311	12,070	15,517	8,252	4,942	
(1) 支払利息(雨水)						
支払利息(汚水)	5,057	4,891	4,494	4,079	4,032	
(2) その他	254	7,179	11,023	4,173	910	
支出計 (D)	176,779	247,433	246,938	238,682	212,889	
経常損益 (C)-(D) (E)	45,630	74,630	39,742	22,828	293	
特別利益 (F)		59		681	1	
特別損失 (G)					2	
特別損益 (F)-(G) (H)		59		681	△1	
当年度純利益(又は純損失) (E)+(H)	45,630	74,689	39,742	23,509	292	
その他未処分利益剰余金変動額	15,407					
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	501,924	576,613	616,355	639,864	640,156	
流動資産 (J)	376,141	551,801	435,417	489,800	672,159	
うち未収金	11,745	10,806	11,428	32,293	239,446	
流動負債 (K)	90,274	86,602	83,843	144,189	144,190	
うち建設改良費分	32,069	28,602	75,234	85,882	85,883	
うち一時借入金						
うち未払金	7,464	8,000	7,268	8,307	8,307	
累積欠損金比率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)						
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)						
営業収益-受託工事収益 (A)-(B) (M)	130,031	129,660	131,798	135,283	157,426	
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M)×100)						
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)						
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)						
健全化法施行令第17条により算定した事業の規 (P)	130,031	129,660	131,798	135,283	157,426	
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P)×100)						

(単位:千円)

4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
164,967	192,321	242,079	252,015	277,935	296,295	296,295	296,295	296,295	296,295
164,965	192,319	242,077	252,013	277,933	296,293	296,293	296,293	296,293	296,293
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
75,648	73,511	72,165	434,386	410,565	391,976	393,840	396,240	391,312	387,032
55,000	48,941	47,821	291,610	266,130	246,440	246,682	247,660	242,740	238,725
50,000	48,941	47,821	291,610	266,130	246,440	246,682	247,660	242,740	238,725
5,000									
20,642	24,564	24,338	142,770	144,429	145,530	147,152	148,574	148,566	148,301
6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
240,615	265,832	314,244	686,401	688,500	688,271	690,135	692,535	687,607	683,327
214,035	235,897	258,211	626,207	630,362	632,467	636,736	641,588	639,896	638,827
13,569	13,569	13,569	13,569	13,569	13,569	13,569	13,569	13,569	13,569
7,028	7,028	7,028	7,028	7,028	7,028	7,028	7,028	7,028	7,028
6,541	6,541	6,541	6,541	6,541	6,541	6,541	6,541	6,541	6,541
139,876	151,649	174,849	219,407	219,407	219,407	219,407	220,471	219,407	219,407
21,112	21,112	31,668	42,224	42,224	42,224	42,224	42,224	42,224	42,224
4,184	4,194	4,194	6,013	6,013	6,013	6,013	6,013	6,013	6,013
95	95	95	190	190	190	190	190	190	190
114,485	126,248	138,892	170,980	170,980	170,980	170,980	172,044	170,980	170,980
60,590	70,679	69,793	393,231	397,386	399,491	403,760	407,548	406,920	405,851
20,120	29,934	56,032	60,193	58,137	55,803	53,398	50,946	47,710	44,499
19,210	29,024	55,122	59,283	57,227	54,893	52,488	50,036	46,800	43,589
910	910	910	910	910	910	910	910	910	910
234,155	265,831	314,243	686,400	688,499	688,270	690,134	692,534	687,606	683,326
6,460	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1
6,459									
646,615	646,615	646,615	646,615	646,615	646,615	646,615	646,615	646,615	646,615
761,143	913,305	823,277	758,603	664,294	563,840	460,580	348,864	316,455	321,415
141,229	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500
199,484	197,709	330,796	362,788	369,805	375,223	378,639	380,161	373,587	377,262
141,177	189,709	322,796	354,788	361,805	367,223	370,639	372,161	365,587	369,262
8,307	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
164,966	192,320	242,078	252,014	277,934	296,294	296,294	296,294	296,294	296,294
164,966	192,320	242,078	252,014	277,934	296,294	296,294	296,294	296,294	296,294

(法適用企業・資本的収支)

特定公共下水道事業 投資・財政計画(資本的収支)

区 分		年 度		29年度	30年度	1年度	2年度	3年度	4年度
				(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算見込)	
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債		1,600	85,700	204,500	494,400	1,587,600	946,600
		うち 資本費平準化債							
		2. 他 会 計 出 資 金						1	1
		3. 他 会 計 補 助 金							
		4. 他 会 計 負 担 金						1	1
		5. 他 会 計 借 入 金							
		6. 国(都道府県)補助金		1,636	45,595	102,788	248,598	937,901	473,333
		7. 固定資産売却代金							
		8. 工 事 負 担 金		313	349,406	17,042	1,234	1,234	21,954
		9. そ の 他							
	計 (A)		3,549	480,701	324,330	744,232	2,526,737	1,441,889	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)								
	純計 (A)-(B) (C)		3,549	480,701	324,330	744,232	2,526,737	1,441,889	
	資 本 的 支 出	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費		33,478	468,648	352,772	749,228	2,527,998
うち 職員給与費									
2. 企 業 債 償 還 金				33,177	32,069	28,602	25,234	35,882	35,883
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金				50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
4. 他 会 計 へ の 支 出 金									
5. そ の 他							3,538	5,050	5,050
計 (D)		66,655	550,717	431,374	828,000	2,618,930	1,513,133		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)			63,106	70,016	107,044	83,768	92,193	71,244	
補 填 財 源	補 填 財 源	1. 損益勘定留保資金		60,307	70,016	96,902	38,256		
		2. 利益剰余金処分額							
		3. 繰越工事資金							
		4. そ の 他		2,799		10,142	45,512	92,193	71,244
計 (F)		63,106	70,016	107,044	83,768	92,193	71,244		
補填財源不足額 (E)-(F)									
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)			250,000	200,000	150,000	100,000	50,000		
企 業 債 残 高 (H)			284,441	338,072	513,970	983,136	2,534,854	3,445,571	

○他会計繰入金

区 分		年 度		29年度	30年度	1年度	2年度	3年度	4年度
収 益 的 収 支 分	収 益 的 収 支 分			78,144	176,953	133,405	97,943	30,000	50,000
		うち 基準内繰入金		5,466	4,411	3,664	6,962	8,000	8,000
		うち 基準外繰入金		72,678	172,542	129,741	90,981	22,000	42,000
資 本 的 収 支 分	資 本 的 収 支 分							1	1
		うち 基準内繰入金							
		うち 基準外繰入金						1	1
合 計				78,144	176,953	133,405	97,943	30,001	50,001

(単位:千円)

5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
2,736,500	611,200	97,900	96,200	95,000	93,900	12,700	12,300	10,400
1	1	1	1	1	1	1	81,476	113,281
1	1	1	1	1	1	1	1	1
1,368,333	304,127	47,477	46,853	46,427	46,000	5,573	5,424	4,747
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
4,105,835	916,329	146,379	144,055	142,429	140,902	19,275	100,201	129,429
4,105,835	916,329	146,379	144,055	142,429	140,902	19,275	100,201	129,429
4,107,200	917,800	147,740	145,400	143,800	142,200	20,600	20,040	17,500
141,177	189,709	322,796	354,788	361,805	367,223	370,639	372,161	365,587
5,050	5,050	5,050	5,050	5,050	5,050	5,050	5,050	5,050
4,253,427	1,112,559	475,586	505,238	510,655	514,473	396,289	397,251	388,137
147,592	196,230	329,207	361,183	368,226	373,571	377,014	297,050	258,708
		291,760	352,224	359,374	364,826	375,648	295,721	257,549
147,592	196,230	37,447	8,959	8,852	8,745	1,366	1,329	1,159
147,592	196,230	329,207	361,183	368,226	373,571	377,014	297,050	258,708
6,040,894	6,462,385	6,237,489	5,978,901	5,712,096	5,438,773	5,080,834	4,720,973	4,365,786

5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
48,941	47,821	291,610	266,130	246,440	246,682	247,660	242,740	238,725
8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
40,941	39,821	283,610	258,130	238,440	238,682	239,660	234,740	230,725
1	1	1	1	1	1	1	81,476	113,281
1	1	1	1	1	1	1	81,476	113,281
48,942	47,822	291,611	266,131	246,441	246,683	247,661	324,216	352,006